平成２２年（フ）第８９４号
広島市安佐南区八木３丁目34番６―305号
債務者　岡本　美枝
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８９８号
広島市中区鉄砲町３番18―501号
債務者　田村智恵子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９００号
広島県安芸郡海田町月見町８番４―101号
債務者　大下記美子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４４４号
福岡県大野城市筒井５丁目２番10号
債務者　瓜田　智一
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７１９号
福岡市南区井尻２丁目２番42―302号
債務者　中山　和子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４１０号
福岡県糟屋郡志免町大字別府474番地１アネシス空港東１―Ａ809号
債務者　久米　　浩
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８０６号
福岡市東区蒲田１丁目14番２―305号
債務者　前田　一之（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９６２号
福岡市西区周船寺２丁目12番28号
債務者　久城　龍彦
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０１１号
福岡市西区拾六町団地３番24―105号
債務者　松本　友一
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０６０号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美2749番地48
債務者　関野　耕市
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０６７号
福岡県古賀市舞の里５丁目42番16号
債務者　山部　貴史
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０９８号
福岡市中央区白金１丁目17番11号
債務者　尾原　善則
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１３８号
福岡県筑紫野市上古賀４丁目７番１―401号
債務者　平崎　知信
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１６７号
福岡市西区城の原団地６番101号
債務者　太田タツ子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１６８号
福岡市西区城の原団地６番101号
債務者　鐘ケ江貴代
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１９２号
福岡県朝倉市須川1012番地
債務者　足立　智広
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１９８号
福岡市東区馬出２丁目６―10市営馬出住宅904、住民票上の住所福岡県大野城市つつじケ丘２丁目27番15号
債務者　神代　真里
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２１５号
福岡県筑紫野市二日市北５丁目７番７号
債務者　本田恵津子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部